佐伯市　野生鳥獣に関する相談・通報フロー

野生鳥獣を発見・被害／危険を認知

いま、人身被害などの緊急性がある？

はい ←

110番／佐伯警察署
0972-22-2131
佐伯市役所　林業課
0972-22-4214

いいえ ↓

何が起きていますか？

●捕獲の相談

<対象>農林水産業に被害を与える有害鳥獣
イノシシ、シカ、サル、アナグマ、タヌキ、アライグマ、ノウサギ、カラス、ドバト、カワウ、スズメ、ヒヨドリ、ヒドリガモ

佐伯市役所 林業課
☎ 0972-22-4214
平日 8:30～17:00

●傷病鳥獣の保護･救護

<対象>人が原因で傷ついた野生鳥獣(交通事故等)
（対象外：有害鳥獣、ヘビ(爬虫類)、カエル(両生類)、外来鳥獣等）
※野鳥のヒナは拾わず、もし危ない状態であり、手助けを行う場合は、草陰等に置いてあげてください(親鳥が警戒し、ヒナを放置してしまうため)。

大分県 南部振興局（森林管理班）
☎ 0972-22-0393
平日 8:30～17:15

●野生鳥獣の死骸

・**私有地** → 土地の所有者・管理者が自ら一般廃棄物等にて処分

・**国道・県道・市道・東九州道**
→ #9910(24時間受付・通話無料)